

[山梨県職員等（甲府市職員含む）の皆様へ]

令和6年4月から

きっずる一む県庁別館 の

サービスが拡充されます



### 拡充①

## 午後 7 時までの利用が可能になりました

- ・ 業務終了後、余裕を持ってお迎えに来ることができるように利用時間が1時間延長されました。
- ・ 利用できる時間は、月曜日から金曜日の午前8時から午後7時までです（年末年始・祝日を除く）  
※ 延長は職員枠の利用者のみのサービスです。一般の利用者は午後6時までとなります。

### 拡充②

## 月単位の利用ができるようになりました

◇ 月額料金 37,000 円(月の初日から月末まで)

- ・ 予約時に月単位の利用を希望することをお申し出ください。
- ・ 月途中から利用する場合や利用しない日があった場合でも月額料金の日割計算は行いません。
- ・ 原則として3歳児までが対象です。

(利用の例)

- ① 保育園に預ける予定だけど、保護者以外の者との生活が初めてで不安…  
→子ども同士の関わりや家族以外の大人との関わりを経験できる
- ② 2月に職場復帰したいけど、希望する保育園は4月じゃないと空きがない…  
→2～3月はきっずる一むに預けて、4月から希望の保育園に入園
- ③ 子どもの面倒を見ている祖母が入院するので3～4週間面倒見る人がいない…  
→月単位の利用を申し込むことで、確実にきっずる一むを利用できる

[問い合わせ先]

きっずる一む県庁別館

電話:080-1352-9387 (予約もこちらです)

山梨県総務部職員厚生課 厚生給付担当

電話:055-223-1378

→きっずる一む県庁別館 HP はこちら

